

東京大学予算規程

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第173号

沿革

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京大学会計規程(平成16年規則第8号。以下「会計規程」という。)の規定に基づき、国立大学法人東京大学(以下「大学法人」という。)における予算の編成、執行等に係る手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(予算の定義)

第2条 この規程において予算とは、教育研究その他業務運営に関する計画を明確に計数化し、事業年度ごとに作成されるものをいう。

2 前項のうち、寄附金経費及び受託研究等経費並びに受託事業等経費の取り扱いについては別に定めるものとする。

(予算単位及び予算責任者)

第3条 会計規程第8条第3項に定める予算単位及び予算責任者は、別表1のとおりとする。

2 会計規程第8条第4項に規定する事故等とは、次の各号に該当する場合とする。

- 一 欠員となったとき。
- 二 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
- 三 業務のため、長期にわたり出張するとき。

第2章 予算編成

(予算編成方針)

第4条 総長は、会計規程第10条第1項に規定する予算編成方針(以下「予算編成方針」という。)の策定にあたっては、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない

ない。

2 総長は、予算編成方針を策定後、すみやかに予算責任者に通知しなければならない。

(予算単位の予算計画書)

第5条 予算責任者は、予算編成方針に基づき会計規程第10条第2項に規定する予算単位の予算案を作成し、予算単位における事業の計画とともに予算計画書としてとりまとめ、総長に提出しなければならない。

(予算の決定)

第6条 総長は、会計規程第10条第2項に規定する大学法人の予算案を作成し、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経て、事業年度開始前までに予算として決定しなければならない。

第3章 予算の配分

(予算の配分)

第7条 総長は、予算が決定後すみやかに各予算単位へ配分し、その旨を事業年度開始前までに予算責任者に通知しなければならない。但し、やむを得ない事由による場合には、この限りでない。

2 総長は、追加の予算措置に備えるため、予算の一部を留保することができる。

(予算単位内の予算配分)

第8条 予算責任者は、前条第1項に規定する予算を配分するときは、配分先に予算額をすみやかに通知しなければならない。

(追加配分)

第9条 予算責任者は、追加の予算措置が必要と認めるときには、総長に申請し、追加配分を求めることができる。

2 総長は、前項の申請に基づき追加配分を決定したときには、予算責任者に対してすみやかに通知しなければならない。

第4章 予算の執行

(予算の流用)

第10条 予算責任者は、予算単位に配分された予算の総額の範囲内において、別に定める予算科目（以下「予算科目」という。）を超えて執行する必要があるときは、総長に他

の予算科目からの流用を申請しなければならない。

- 2 総長は、前項に規定する流用申請に対して審査を行い、流用が認められる場合には、その旨を当該予算責任者に通知し、これに基づき予算配分額の振替を行わなければならない。

(弾力条項の適用)

第11条 予算責任者は、配分された予算のうち、当該予算単位で管理する収入をもって充てるものとして別に定めるものについて、予算に比して増加するときは、第9条にかかわらずその増加する金額を限度として使用することができる。

- 2 前項により予算を執行する場合は、増加する金額について既に収納又は収納決定がされていなければならない。

第5章 予算の補正

(予算の補正手続)

第12条 総長は、会計規程第13条に規定する予算の補正にあたっては、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない。

第6章 予算の繰越

(予算の繰越)

第13条 会計規程第14条に規定する予算を繰り越すことができる場合とは次のとおりとする。

- 一 運営費交付金を財源とし、事前に総長より成果の進捗が客観的に把握できるものとして指定を受けた業務で、事業年度終了時において業務が終了していない場合
- 二 契約を締結済みの調達において、大学法人の責によらない理由で事業年度終了時に検収が行われていない場合
- 三 その他、他の法令等により認められる場合

- 2 前条第1項の成果の進捗が客観的に把握できる業務の指定方法等については別に定める。

第7章 決算報告書

(決算報告書)

第14条 会計規程第15条に規定する決算報告書は別に定める様式によるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、財務部長が定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、総長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月3日から施行し、この規則による改正後の東京大学予算規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

予算単位(部局)	予算責任者	備考
【大学院・学部】		
法学政治学研究科・法学部	研究科長	
医学系研究科・医学部	研究科長	
工学系研究科・工学部	研究科長	
人文社会系研究科・文学部	研究科長	
理学系研究科・理学部	研究科長	
農学生命科学研究科・農学部	研究科長	
経済学研究科・経済学部	研究科長	
総合文化研究科・教養学部	研究科長	
教育学研究科・教育学部	研究科長	
薬学系研究科・薬学部	研究科長	
数理科学研究科	研究科長	
新領域創成科学研究科	研究科長	
情報学環・学際情報学府	学環長	
情報理工学系研究科	研究科長	
公共政策学連携研究部・公共政策学教育部	研究部長	
【学内共同教育研究施設】		
大学総合教育研究センター	センター長	
相談支援研究開発センター	センター長	
アイソトープ総合センター	センター長	
高大接続研究開発センター	センター長	
グローバル教育センター	センター長	
【学際融合研究施設】		
未来ビジョン研究センター	センター長	
低温科学研究センター	センター長	
総合研究博物館	館長	
環境安全研究センター	センター長	
地球環境データコモンズ	センター長	
【全国共同利用施設】		
情報基盤センター	センター長	
素粒子物理国際研究センター	センター長	
空間情報科学研究センター	センター長	

【附置研究所】		
医科学研究所	所長	
地震研究所	所長	
東洋文化研究所	所長	
社会科学研究所	所長	
生産技術研究所	所長	
史料編纂所	所長	
定量生命科学研究所	所長	
宇宙線研究所	所長	
物性研究所	所長	
大気海洋研究所	所長	
先端科学技術研究センター	所長	
【大学附属病院】		
医学部附属病院	病院長	
医科学研究所附属病院	病院長	
【附属学校】		
教育学部附属中等教育学校	校長	
【本部等】		
本部	理事(財務担当)	
附属図書館	館長	
文書館	館長	
柏地区共通事務センター	柏地区事務機構長	
【国際高等研究所】		
カブリ数物連携宇宙研究機構	機構長	
ニューロインテリジェンス国際研究機構	機構長	
新世代感染症センター	機構長	
東京カレッジ	カレッジ長	

沿革

東京大学予算規程

体系情報

□ 第7編 経理及び諸料金

沿革情報

- ◆ 平成16年4月1日 役員会議決
- ◇ 平成17年2月3日
- ◇ 平成19年7月1日
- ◇ 平成20年4月1日
- ◇ 平成21年3月26日
- ◇ 平成22年3月30日
- ◇ 平成24年3月29日
- ◇ 平成25年3月29日
- ◇ 平成28年9月29日
- ◇ 平成29年10月26日
- ◇ 平成30年3月29日
- ◇ 平成31年2月1日
- ◇ 平成31年3月29日
- ◇ 令和元年9月30日
- ◇ 令和2年1月31日
- ◇ 令和2年3月26日
- ◇ 令和3年3月30日
- ◇ 令和4年3月24日
- ◇ 令和4年10月18日
- ◇ 令和5年3月31日